

特集2 サークュラーエコノミーが浸透した循環型社会の形成に向けて ～「愛知県廃棄物処理計画」と「あいち サーキュラーエコノミー推進プラン」～



本県では、産業廃棄物の適正処理の確保や減量化、資源化の推進を図るため、1973年から6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきました。その後、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた「愛知県廃棄物処理計画」を4次にわたり策定し、施策を推進してきました。

前計画期間（2017～2021年度）には、循環型社会の形成を目指し、3Rの促進を始め、本県の産業、文化、人材などの地域資源を生かした地域循環圏づくりの推進などの施策を進めた結果、一般廃棄物、産業廃棄物とも、最終処分量の削減など一定の成果を上げることができました。

一方、廃棄物の再生利用率は、2012～2013年度をピークとして減少の傾向を示しているほか、次のような廃棄物処理に関わる情勢変化や新たな課題への対応が必要となってきました。

- ①持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づく経済的・社会的課題を統合した環境対策
- ②大量消費・大量廃棄型の線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換
- ③プラスチックごみや食品ロス問題への対応
- ④コロナ禍におけるプラスチック製品の使用増加や巣ごもりによる家庭ごみ増加への対応など、感染症対策と環境対策の両立

このため、県民・事業者・市町村等との連携・協働のもと、SDGsの理念を取り入れ、環境・経済・社会の調和のとれた循環型社会の形成を目指す、新たな「愛知県廃棄物処理計画」を2022年2月に策定しました。

また、本県は日本を牽引する産業集積と高度な技術力を有しており、全国一の産業県であるからこそ、循環ビジネスを中心とした資源循環に関する施策や取組を示す計画を定めてきました。

2017年に策定した「あいち地域循環圏形成プラン」では、バイオマス資源、未利用エネルギーを地域で活用する事業モデルの展開や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組により、循環型社会の形成を推進してきました。

しかしながら、世界的には天然資源の枯渇、廃棄物量の増加などが依然として人類共通の喫緊の課題となっており、これまで以上に資源循環の取組を加速化していく必要があります。

このため、従来の3Rの取組に加え、資源を有効に循環利用し、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー（循環経済）」への転換を図る「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」を2022年3月に策定しました。

1 愛知県廃棄物処理計画

1 計画の概要

（1）計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（2016年環境省告示第7号。以下「国の基本方針」という。）に即して定めるものであり、本県における廃棄物対策の基本となる計画です。

また、食品ロスの削減の推進にあたり、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、本計画を食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（「愛知県食品ロス削減推進計画」）として位置づけています。

（2）計画期間

2022年度から2026年度までの5年間

2 廃棄物処理の現況と計画の目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

県内の一般廃棄物の排出状況は、県民の分別排出や市町村の分別収集等の取組により、経年的に見れば排出量、再生利用量、最終処分量は減少傾向

向にあります。これらの取組状況が今後も維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行い、この予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、一般廃棄物の2026年度における目標値を以下のとおり設定しました。

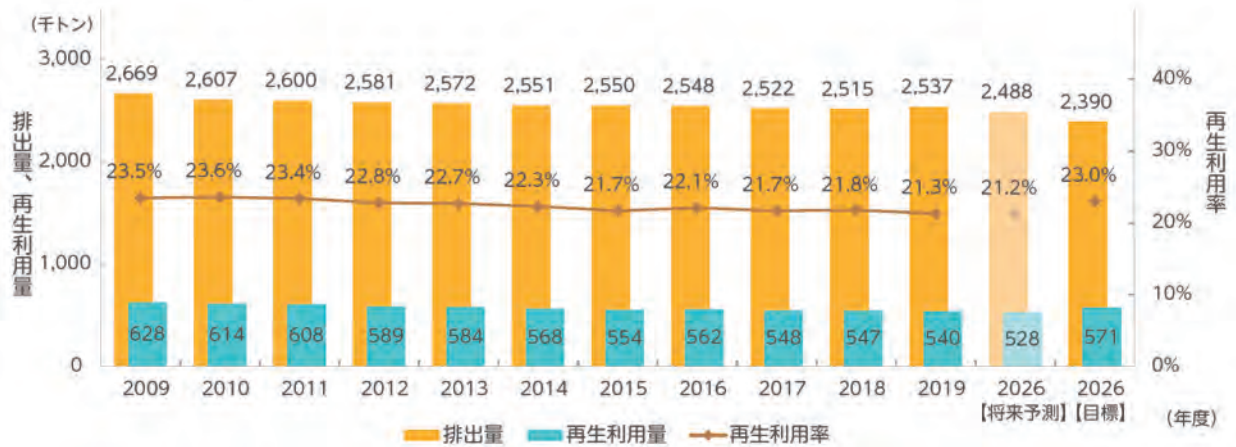
一般廃棄物の減量化の目標値

項目	基準年度 (2019年度)	推計値(2026年度) ()内は2019年度比	目標値(2026年度) ()内は2019年度比
排出量	253万7千トン	248万8千トン (約2%減)	239万トン (約6%減)
出口側の循環利用率※1	21.3%	21.2% (0.1ポイント減)	約23% (約2ポイント増)
最終処分量	19万4千トン	18万7千トン (約4%減)	18万6千トン (約4%減)
一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量※2	520g	516g (約1%減)	480g (約8%減)

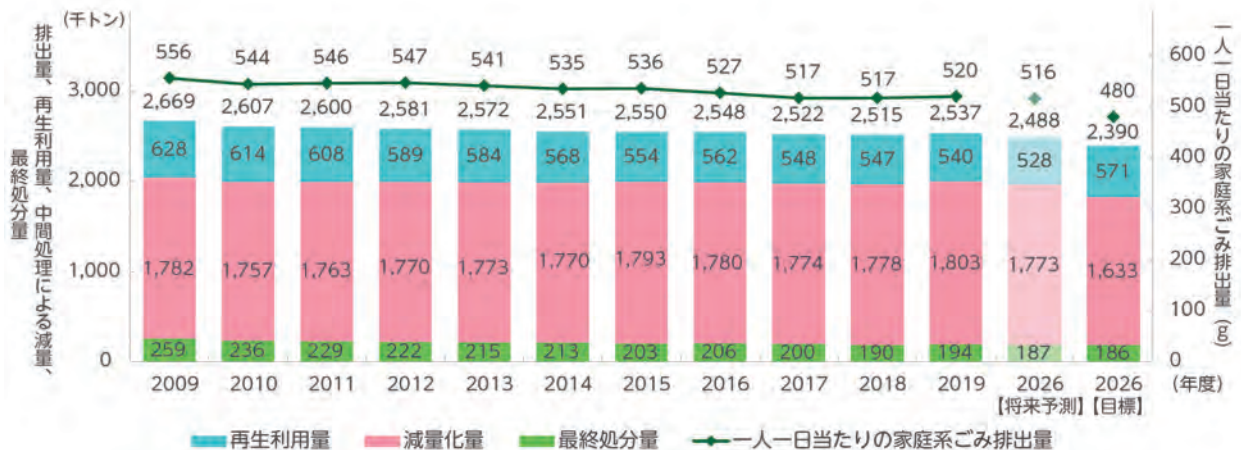
※1：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標です。

なお、国では2020年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても、「循環利用率」を使用することとしました。

※2：一人一日当たりの家庭系ごみ排出量とは、一般廃棄物の一年間の総排出量から、事業系ごみ及び集団回収量、生活系資源ごみを差し引いて、一人一日当たり換算したものです。



※ 2026年度の将来予測及び目標の再生利用率については「出口側の循環利用率」を記載しています。



一般廃棄物の排出量等の推移

(2) 産業廃棄物

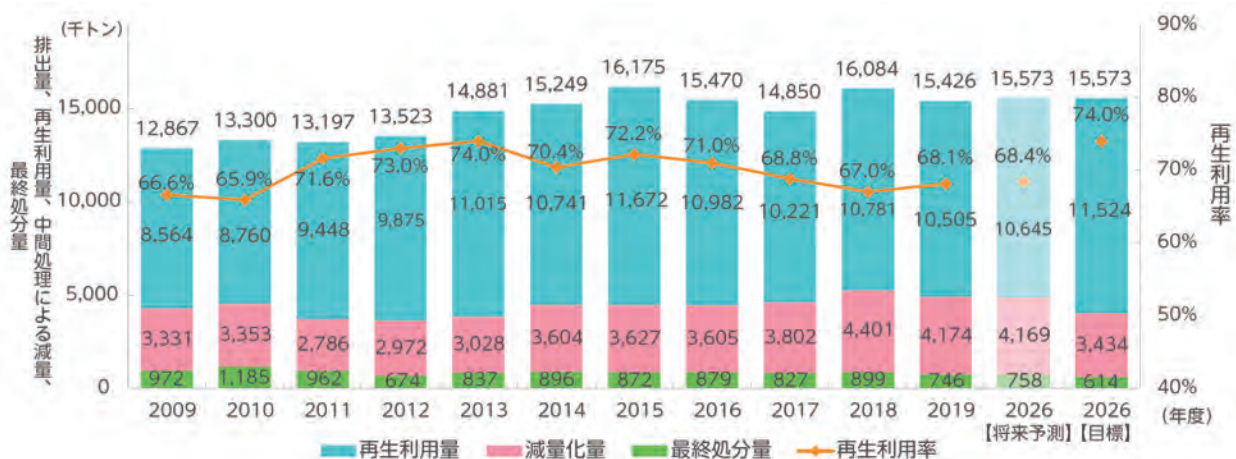
県内の産業廃棄物の排出状況は、経年的に見れば排出量、再生利用量は横ばい、最終処分量は2014年度から緩やかな減少傾向となっています。今後も県内の事業者における排出抑制や資源化

の取組状況が維持されるものとして、過去の実績に即した将来予測を行い、この予測結果及び国の基本方針を踏まえた上で、産業廃棄物の2026年度における目標値を以下のとおり設定しました。

産業廃棄物の減量化の目標値

項目	基準年度 (2019年度)	推計値(2026年度) ()内は2019年度比	目標値(2026年度) ()内は2019年度比
排出量	1,542万6千トン	1,557万3千トン (約1%増)	1,557万3千トン (約1%増)
出口側の循環利用率*	68.1%	68.4% (0.3ポイント増)	約74% (約6ポイント増)
最終処分量	74万6千トン	75万8千トン (約2%増)	61万4千トン (約18%減)

※：廃棄物等の発生量のうち、循環利用量(再使用・再生利用量)の占める割合を表す指標です。
 なお、国では2020年度以降の数値目標として、従来の「再生利用率」に替えて「循環利用率」を使用していることから、本計画における数値目標についても、「循環利用率」を使用することとしました。



産業廃棄物の排出量等の推移

※ 2026年度の将来予測及び目標の再生利用率については「出口側の循環利用率」を記載しています。

(3) 食品ロス

国は食品ロスの削減について、SDGsの目標を踏まえ、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」(2018年6月閣議決定)、事業系食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(2019年7月公表)において、共に2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしています。

このような国の目標を踏まえ、2030年度までに県内で発生する食品ロス量を2000年度比で半減させることを将来目標とした上で、計画期間における目標として2026年度の食品ロス発生量を43

万3千トンに設定しました。

また、国は食品ロスに対する消費者意識について、「第4次食育推進基本計画」(2021年3月公表)において、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を2025年度までに80%とする目標を掲げています。

2020年度に本県が実施したアンケート調査では、県内の割合は82.6%となっており、既に国の目標値を達成している状況であったため、国を上回る目標として、2026年度には85%を目指すこととしました。

食品ロスの削減の目標値

	参考値 (2000年度)	現 状 (2019年度)	目 標 (2026年度)	将来目標 (2030年度)
食品ロス発生量	82万5千トン	48万トン	43万3千トン	41万3千トン [2000年度比50%削減]
家庭系	35万6千トン	21万5千トン	18万9千トン	17万8千トン
事業系	46万9千トン	26万5千トン	24万4千トン	23万5千トン

食品ロスに対する県民意識の目標

	現 状 (2020年度)	目 標 (2026年度)
食品ロス問題を認知して 削減に取り組む消費者の割合	82.6%	85%

3 施策の展開

<施策1> 3Rの促進

循環型社会の実現に向けて、県民、事業者、行政、みんなで3Rに取り組みます

(1) 課題

廃棄物の処理については、排出者責任の考え方のもと、購入段階から使用後に排出する廃棄物の減量化、資源化を意識してもらうことが重要であり、継続的な啓発活動が必要です。

(2) 主な施策

- ・分別収集や集団回収などの適正な資源循環の取組の促進
- ・3Rの促進や適正処理等に関する知識の普及と意識の醸成を図る県民の環境学習の促進
- ・各種リサイクル法に基づく取組促進



ごみゼロ社会推進あいち県民大会

<施策2> 適正処理と監視指導の徹底

監視体制を強化し、不適正処理の未然防止に取り組めます

(1) 課題

安全で安心できる廃棄物処理を確保するため、不適正処理の未然防止や早期是正、再発防止などの指導の徹底が必要です。

(2) 主な施策

- ・排出事業者及び処理事業者に対する適正処理と減量化の指導の徹底
- ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導の徹底



保管量調査

＜施策3＞廃棄物処理施設の整備の促進

地域環境に配慮した適正な廃棄物処理施設づくりを目指します

（1）課題

市町村等の厳しい財政状況を踏まえ、計画的・効率的な施設整備を推進するための支援が必要です。

また、民間事業者による施設の確保が極めて困難な最終処分場については、公共関与による広域的な処分場の確保を検討する必要があります。

（2）主な施策

- ・廃棄物処理費の縮減等の観点から、ごみ処理の広域化、処理施設の集約化を推進
- ・市町村が目指す広域的な最終処分場整備への支援・協力



ごみ焼却施設

＜施策4＞非常災害時等における処理体制の構築

非常災害時における廃棄物を適正に処理します

（1）課題

市町村等を対象とした研修会や図上演習等を実施するとともに、実効性のある災害廃棄物処理体制の構築が必要です。

（2）主な施策

- ・災害発生時の廃棄物の迅速かつ適正な処理及び災害発生後の早期復旧・復興に資する体制の構築



図上演習の様子

＜施策5＞循環ビジネスの振興

サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展を目指します

（1）課題

資源の投入量と廃棄物の発生量を限りなく小さくするサーキュラーエコノミーへの転換や、脱炭素・SDGs・ESG投資といった新たな視点を取り入れた取組への支援が必要です。

（2）主な施策

- ・あいちサーキュラーエコノミー推進プランに基づく取組の推進
- ・サーキュラーエコノミー型ビジネスモデルの創出
- ・バイオマス資源を活用した循環ビジネスへの支援



事業者向け先進施設の見学

＜施策6＞プラスチックごみ削減の推進

消費者、事業者、行政が一体となってプラスチックごみの削減の取組を進めます

（1）課題

社会問題となっているプラスチックごみ問題に対して、県民（消費者）、事業者、行政が一体となった取組が必要です。

（2）主な施策

- ・消費者・事業者向けの普及啓発の実施
- ・市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集促進のための技術支援

＜施策7＞食品ロス削減の推進

(愛知県食品ロス削減推進計画)

多様な主体が連携し、食品ロス削減の取組を進めます

(1) 課題

家庭系食品ロス削減のためには、適切な情報発信や普及啓発活動により、県民一人一人の削減の取組促進が必要です。

また、事業系食品ロスの削減は、各事業者だけでなく、サプライチェーン全体で取り組まなければならないため、先進的な事業者の取組事例の発信・共有等により、食品関連産業全体の取組促進が必要です。

(2) 主な施策

- ・ イベント、Web 等による普及啓発や食品ロスに関する理解と実践を促すための環境学習、学校教育の推進
- ・ 事業者の食品ロス削減のための取組事例の発信・共有や、「3010 運動」の推進など事業者と連携した消費者啓発
- ・ フードドライブの実施促進など未利用食品を提供するための活動の支援
- ・ 市町村による食品ロス削減推進計画策定を支援するなど市町村の取組促進



食品ロス削減環境学習プログラム
活用の様子

4 計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、県民、事業者、行政等の関係者が、適切な役割分担のもと、積極的な取組を実施することが重要です。

県民は、自らがごみの排出者であり、環境へ負荷をかけているという責任を有しているとともに、循環型の社会をつくる担い手でもあることを

自覚し、環境への負荷を低減したライフスタイルへと転換を図っていくことが求められています。

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことをいつも認識しておく必要があります。原材料の選択の段階から、生産工程、流通・販売過程まで可能な限り廃棄物の発生を抑制する工夫を行い、余った原材料等は、再使用、再生利用を徹底して行き、最終的に廃棄物として排出するものについては、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を行うことが必要です。

廃棄物処理業者は、廃棄物を適正に処理する専門事業者として重要な役割を担っており、適正な処理を確保することはもとより、廃棄物の減量化や資源化に資することが求められます。廃棄物の処理に当たっては、事業活動に伴う環境負荷を低減し生活環境の保全に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、廃棄物処理に対する住民の信頼を高め、地域との協調に努めることが必要です。

市町村は、その行政区域内における住民に最も近い自治体として、また、一般廃棄物処理の統括的責任者として、廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報発信を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進するとともに、一般廃棄物の適正な循環利用をすることが求められます。その上で、処分しなければならない一般廃棄物については適正な処理を確保しなければなりません。

県は、広域的な観点から県内の一般廃棄物及び産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等の促進と処理体制の確保など廃棄物に関する施策を、SDGs やサーキュラーエコノミーの考え方も取り入れながら総合的に推進していきます。

2 あいちサーキュラーエコノミー推進プラン

1 プランの概要

(1) 策定の趣旨

現在、世界的な資源循環分野の課題として挙げられている、過度な採取による天然資源の枯渇や大量生産・大量消費による廃棄物の増加などを解決していくためには、循環型社会の形成を加速化していくことが重要です。

そこで、本県は、2022年3月に「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」を策定し、サーキュラーエコノミーへの転換による循環ビジネスの進展を図ることとしています。サーキュラーエコノミーとは、「従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、

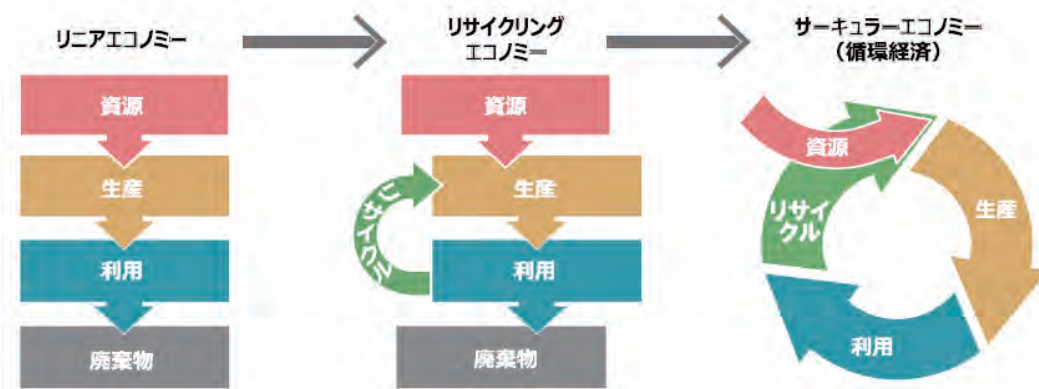
資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの」で、温室効果ガスの排出やエネルギー使用の抑制にもつながります。

本県は、同プランに基づき、社会的な課題となっているプラスチックなどを循環利用するサーキュラーエコノミー推進モデルの展開を図るとともに、更なる3Rの高度化により循環ビジネスを進展させていくことで、サーキュラーエコノミーが浸透した循環型社会の実現を目指していきます。

(2) 計画期間

2022年度から2031年度までの10年間を計画期間とし、社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行います。

【リニアエコノミーやリサイクリングエコノミーからサーキュラーエコノミーへ】



2 目指す愛知の未来

本プランでは、エコデザイン※、ストックの有効活用、サービス化などにより、資源投入量や廃棄物発生量を最小化するサーキュラーエコノミーの考え方が浸透した「循環型社会」の形成を目指します。

また、循環型社会の形成を通じて、自然システムが再生され、環境負荷が最小化された「環境首都あいち」を実現し、環境と経済、社会との統合的向上が図られた「持続可能な社会」につなげていきます。

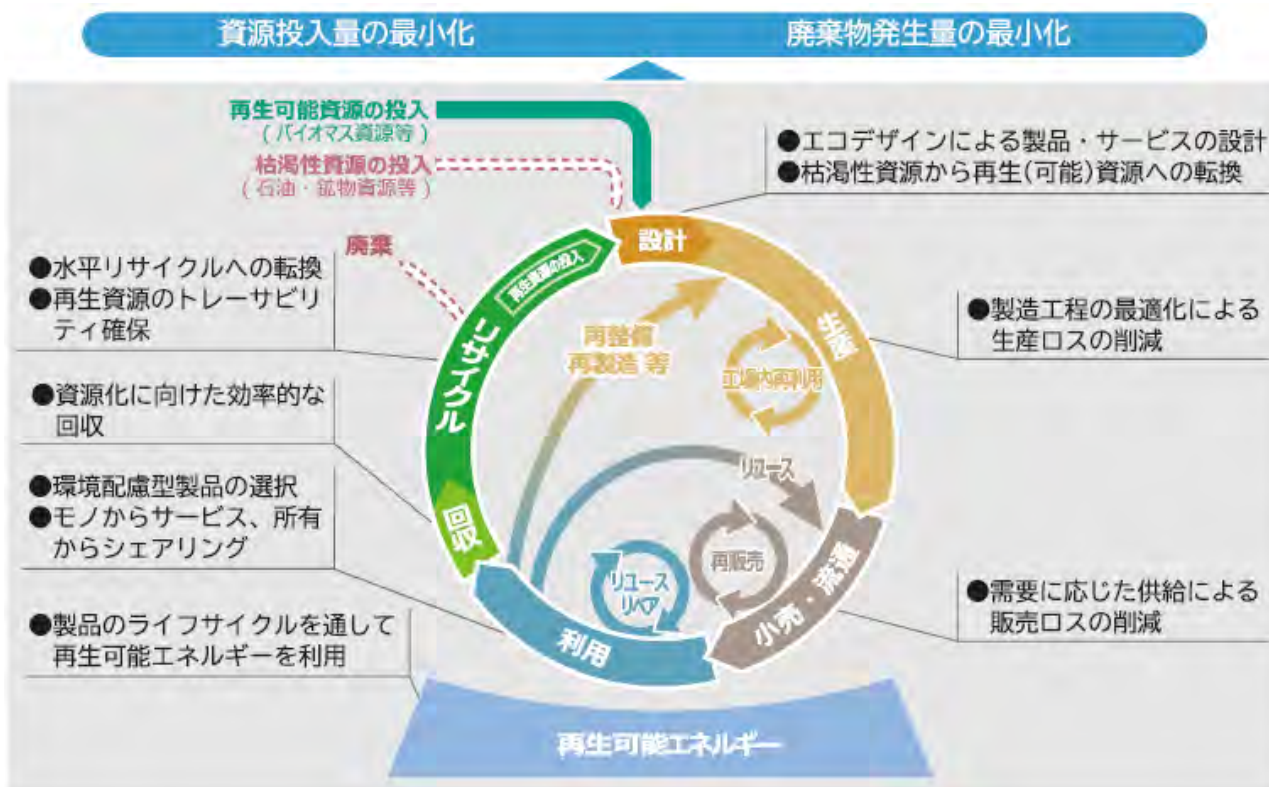
※エコデザイン：製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計

サーキュラーエコノミーが浸透した「環境首都あいち」



サーキュラーエコノミーの構築

サーキュラーエコノミーでは、製品のライフサイクルを事業者間のバリューチェーン全体で考え、設計・生産、流通・小売、利用、回収・リサイクル、廃棄の各段階で、資源の有効利用や再生可能エネルギーの活用など、可能な限り環境負荷低減を図る取組を適切に行うことが重要となります。



3 プランの目標

「目指す愛知の未来」の達成に向けて、今後10年間でサーキュラーエコノミーへの転換やこれまで培われてきた3Rの技術・取組の高度化等を進め、循環ビジネスの進展を図ります。

(1) サーキュラーエコノミーへの転換

製品のライフサイクルを通して、動脈産業と静脈産業の連携など県内産業のパートナーシップによるサーキュラーエコノミー型循環ビジネスへの転換を図る取組を進めます。

(2) 3Rの高度化と新たな循環ビジネスの創出

廃棄物の削減や再生資源の生産性向上を図る3Rの技術・事業の高度化を促進するとともに、

動脈産業と静脈産業をつなぐビジネスの創出やリソーシング産業への展開など、新たな循環ビジネスの創出を図ります。

(3) 人づくり・情報発信の促進

サーキュラーエコノミー、ESG経営等の理解を深め、企業戦略として位置づける事業者の拡大を図るなど、人材育成や情報発信を進めます。

(4) 循環ビジネスにおける連携強化

サーキュラーエコノミーへの転換を進めるため、事業者、経済団体、金融機関、大学、行政など多様な主体が連携した循環ビジネスの環境づくりを行います。

4 施策と主な取組

本プランでは、サーキュラーエコノミーへの転換と3Rの高度化による循環ビジネスの進展に向けて、①サーキュラーエコノミー推進モデルの展開、②循環ビジネスの振興支援、③人材育成・情報発信、④多様な主体との連携という4つの施策に基づいて取組を進めます。

(1) サーキュラーエコノミー推進モデルの展開 サーキュラーエコノミーへの転換とプラスチック

クや太陽光パネルなど社会的課題の同時解決を図る次の6つの推進モデルの確立に向け、本県の地域特性や産業のポテンシャルを生かし、各モデルの具体化に向けた検討を進めます。

また、各モデルに積極的に携わる事業者・団体を募集し、有識者等を加えたプロジェクトチームを立ち上げるとともに、民間活力による事業化を支援します。

6つの推進モデル

■ プラスチック循環利用モデル

廃プラスチックのマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの利用を高めつつ、プラスチックの価値を維持する技術や仕組みを構築

■ リペア・リビルドモデル

長期利用される生産機器や工作機械、事業用空調設備、建築物などの長期使用に向けたリペアが行いやすい仕組みづくり、リビルド技術の普及を推進

■ 太陽光パネル循環利用モデル

太陽光パネルの大量廃棄を見据え、リユース製品としての活用や処理施設と連携した処理体制の構築、再生ガラスの循環利用に向けた用途開発を推進

■ 食品循環利用モデル

バリューチェーン全体で食品リサイクルによる飼料化や肥料化の取組を進めるとともに、性質・性状に応じた適正な食品廃棄物の循環利用を推進

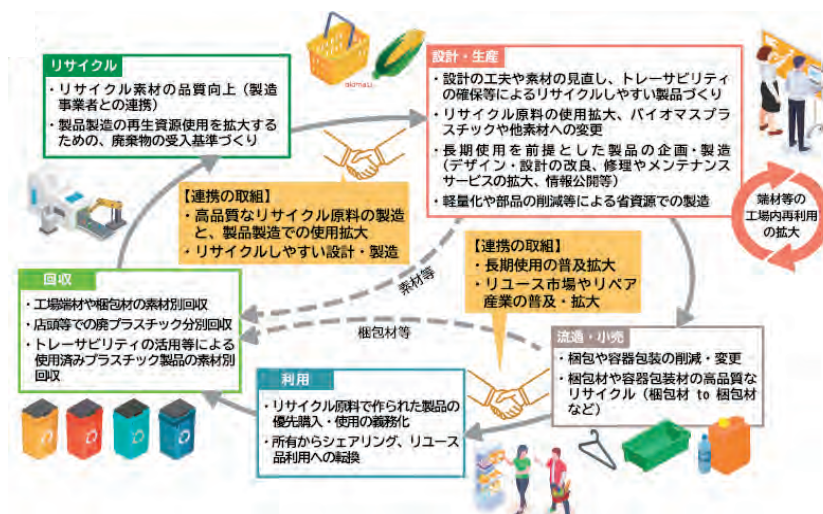
■ 繊維・衣類循環利用モデル

県内の繊維産業による古くからのリユースやリサイクルの取組を活用し、繊維製品のライフサイクルを通じた循環利用を構築

■ 未利用木材循環利用モデル

未利用木材のマテリアルからエネルギーまでの段階的な利用やプラスチックから木材への代替など木質バイオマスの利用を推進

プラスチック循環利用モデルの具体化のイメージ



(2) 循環ビジネスの振興支援

産学行政の協働拠点として県庁西庁舎に開設した「あいち資源循環推進センター」を拠点に、循環ビジネスの発掘・創出、事業化から円滑な事業継続まで、一貫した支援を実施します。

ア 循環ビジネスの発掘・創出・事業化支援

- 豊富な知識と経験を持つ循環ビジネス創出コーディネーターによるビジネス相談や技術指導などを総合的に支援します。
- 循環型社会形成推進事業費補助金により、先駆的、効果的なサーキュラーエコノミーに資する設備の導入等を支援します。

イ 循環ビジネスの事業継続・普及展開

- 展示会において、サーキュラーエコノミー製品の紹介や循環ビジネスの販路拡大などを支援します。
- 県内企業や団体の優れた技術・活動を表彰する「愛知環境賞」を実施します。



(3) 人材育成・情報発信

- 持続可能な社会づくりに向けて活躍するリーダーを育成する「あいち環境塾」や自治体職員を対象としたサーキュラーエコノミーに関するセミナー等を開催します。
- サーキュラーエコノミー型ビジネスを紹介するスターティングブックを作成します。
- Web サイト「あいち資源循環ナビ」や県庁西庁舎1階の展示コーナーにおいて循環ビジネスに関する様々な情報を発信します。

(4) 多様な主体との連携

- サーキュラーエコノミー型ビジネス創出研究会を開催し、サーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換に必要な取組について企業と意見交換を行います。
- Web サイト「あいち資源循環ナビ」において事業者間のマッチングを支援します。

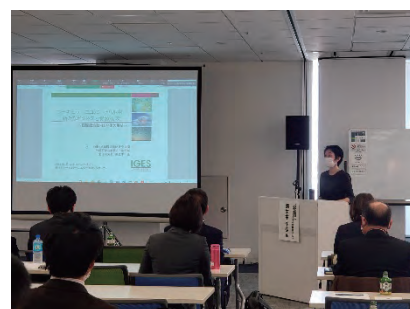
5 プランの推進に向けて

有識者、経済団体及び行政関係者の参加を得て構成する「あいちサーキュラーエコノミー推進会議」により、各種施策の進捗状況を検証するなど、本プランの適切な進行管理を行っていきます。

「あいちサーキュラーエコノミー推進シンポジウム ～地域循環圏モデル事業成果発表会～」を開催しました

新たに策定した「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」を皆様にご覧いただき、県内産業のサーキュラーエコノミーへの転換を進める契機とするとともに、これまで進めてきた食品廃棄物、未利用木材、家畜廃棄物を地域内で循環利用する「地域循環圏モデル」の取組成果を報告するため、「あいちサーキュラーエコノミー推進シンポジウム ～地域循環圏モデル事業成果発表会～」を2022年3月24日に開催しました。

特別講演として、本プランのワーキンググループのメンバーとして携わっていただいた（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）主任研究員の栗生木千佳さんから「サーキュラーエコノミーが切り拓く新たなビジネスと資源循環」について説明いただき、サーキュラーエコノミーの必要性やビジネスポイントなどを分かりやすく講演していただきました。また、各モデルに取り組んできた7つの推進チームから事業化した内容などについて発表していただきました。



シンポジウムの様子